

Q

「長期使用製品安全点検制度」とは何ですか？







A

電気製品やガス石油製品を長期で使用していると、経年劣化により重大事故が発生するおそれがあり、製品を安全に使用するため、所有者による点検その他の保守を適切に支援する法律\*1に基づいた制度です。

- ・対象製品（法定名称：特定保守製品）には、安全上支障なく使用できる「設計標準使用期間」が定められています。
- ・購入者（所有者または家主など）が、製品の「所有者登録」を行い、製造年月\*2から起算した所定の時期に、メーカーや輸入業者などから点検の通知が届き、購入者は制度に従った点検（有料）を受けることが求められています。

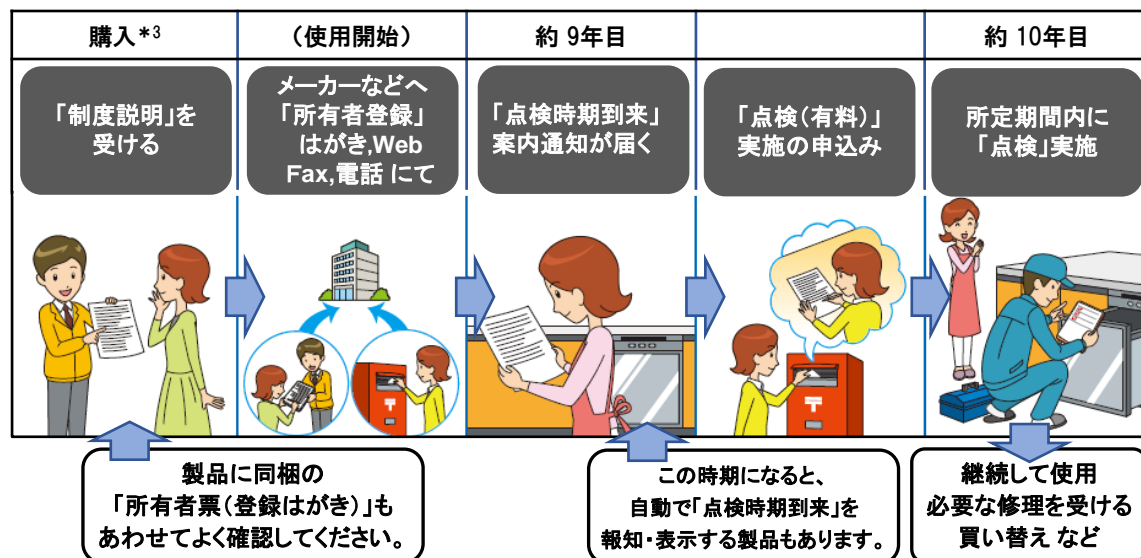
\*1 消費生活用製品安全法（2009年4月 改正施行）

\*2 法律規定上、「設計標準使用期間」の起算は製品の「製造年月」になります。

対象製品 「特定保守製品」	電気	ガス・石油	
台所	ビルトイン式 電気食器洗機 	屋内式 ガス瞬間湯沸器 	
浴室	浴室用 電気乾燥機 	屋内式 ガスふろがま 	屋外設置形 石油給湯器、石油ふろがま  

解説

- ・本制度は、下図の流れでお使いのお客様とメーカーや販売店（流通）などが共同連携し、事故予防を図るべく推進されています。（図は「設計標準使用期間」10年の場合です。）
- ・本制度に係わらず、製品の「異常」に気付いたら、迷わずメーカーなどにお問い合わせください。



\*3 対象品の購入または対象品が附帯した住宅の取得時、もしくは既存設備の所有者変更に伴う引継ぎ など

解説  
(続き)

行政機関、対象製品の事業者団体からの説明もあわせて、ご確認ください。

◇ 経済産業省

- ・ 一般消費者向け

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/consumer/system/gaiyou2009.pdf](http://www.meti.go.jp/product_safety/consumer/system/gaiyou2009.pdf)

◇ (一社) 日本電機工業会

<https://www.jema-net.or.jp/Japanese/ha/productsafety/check/index.html>  
<https://www.jema-net.or.jp/Japanese/ha/productsafety/indication/>

◇ (一社) 日本ガス石油機器工業会

<http://www.jgka.or.jp/consumer/gasu-riyou/maintenance/tenkenseido/index.html>



一口メモ

ご使用中の対象製品で、実際の累積使用時間などを自動で検知し、「所定の使用期間が到来したこと」をお知らせし、ランプなどで表示・報知するものがあります。これは製品の異常や故障ではなく、「点検時期が到来したこと」をお知らせしています。取扱説明書などを確認し、メーカーなどにお問い合わせの上、早めの点検をおすすめします。

■ 長期使用製品安全表示制度

前記と同じ主旨のもと、事故発生件数の実態に合わせて設計上の標準使用期間を表示し経年劣化に関する注意喚起を行う制度が設けられています。

お使いの対象製品が、長期間使用されている場合は、それぞれの製品の「取扱説明書」などやメーカーのホームページなどの案内を参照し、お客様ご自身で、製品の「異常」の有無について確認してください。

- ・ 「異常かな？」と気付いた場合は、迷わず、メーカーなどにお問い合わせください。

**長期使用製品安全表示制度**

経年劣化による重大事故の発生率は高くはないものの、事故件数が多い製品について、**設計上の標準使用期間**と経年劣化についての注意喚起等の表示が義務化されました。設計上の標準使用期間が過ぎたら、異常な音や振動、においなど製品の変化に注意しましょう。

【製造年】20XX年  
【設計上の標準使用期間】△△年  
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

扇風機 換気扇 エアコン ブラウン管テレビ 全自動洗濯機 2槽式洗濯機

- 印 台所、洗面所、浴室に設置される製品です。  
キッチンレンジフードや壁付けの換気扇、浴室や洗面室の換気扇が対象です。